

## 社会福祉法人静岡和洋福祉会 役員等報酬規程

### (目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人静岡和洋福祉会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

### (役員報酬)

第2条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

### (費用弁償)

第3条 理事等の費用弁償は、「理事等の費用弁償に関する規則」に基づき、別途支払うことができる。

### (改 発)

第4条 本規程は、評議員会の議決を経て、改発することができる。

### 附 則

1. この規則は、平成30年3月29日から施行する。